

#### 3.1.4 安全裕度評価

安全裕度評価は、第 1 回届出書の評価時点以降、評価結果が変わるような大規模な工事等を行っていないため、改めて調査、分析又は評定する必要がなく、第 1 回届出書の記載内容から大きな変更はないため、改訂の必要はない。